

別紙二 解決條項

- 一、現在ハ職首減給等ハナサマルコト
- 一、現在ノ營業方針ニ重大ナル變化ナキ限り現狀維持ノ專
- 一、今后製作會社ノ方針ニヨリ止ムヲ得ズ解説者廢止サル、場合ハ一ヶ月以前ニ豫告スルコト

一、解職手當ハ勤續年限

一ヶ年以上三ヶ年未満八月俸	一ヶ月半
四ヶ年以上五ヶ年	二ヶ月分
六ヶ年以上七ヶ年	三ヶ月分
八ヶ年以上拾ヶ年	四ヶ月分
拾一ヶ年以上拾五ヶ年	五ヶ月分
拾六ヶ年以上廿ヶ年	六ヶ月分

尙一ヶ年以上ノ勤續者ニ對シテハ平素ノ勤務振り等ヲ參酌シテ特別慰勞金ヲ支給スルコトアルベシ、但シ自己ノ都合ニヨリ退職サル、場合ハ前記手當ノ半額ヲ支給ス

一、賞與ノ名目ヲ付セザルモ會社ノ成績ニヨリ従前通り年二回支給サル、コト

一、大入及祝儀早出時間外勤務試寫手當ハ従前通り支給ス

一、公休日八月二回トシ相互交代ニテ業務ニ支障ヲ來サマルコト

一、公傷ノ場合ハ従前通り治療費全額支給シ病氣缺勤ハ二ヶ月迄給料ノ全額三ヶ月目ハ半ヶ月分トス

一、説明者園田順一郎君ノ給料ハ一任サレタシ

若シ不正行為職務怠慢ノ爲解雇サル、場合ハ前記條項ヲ適用セラレザルコト